

新しくなります

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証

国民健康保険(国保)と、後期高齢者医療制度の被保険者証は、
8月1日に更新されます。

新しい被保険者証は
8月から使用できます

新しい被保険者証が届いたら、
内容を確認しましょう。

現在の被保険者証と高齢受給者証は、7月31日(金)まで使えます。

国保の被保険者証と
高齢受給者証が1枚に

70歳以上の人の被保険者証と
高齢受給者証が、8月以降は被
保険者証兼高齢受給者証として
1枚になります。

送付されるもの／●70歳未満で
国保に加入している人・被保険
者証 ●70歳以上で国保に加入
している人・被保険者証兼高齢
受給者証 ●75歳以上(一定の
障害があり、加入を希望した65
歳以上)の人・後期高齢者医療
制度の被保険者証

送付時期／7月中旬

※国保の人は特定記録郵便で、
後期高齢者医療制度の人は簡
易書留で届きます。今年度は
新型コロナウイルス感染症対策
のため、全ての人に郵送され
ます。

限度額適用認定証なども
更新時期です

医療機関の窓口で提示すると、
自己負担限度額までの支払いに
なる「限度額適用認定証」と
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」の有効期限も7月31日
です。8月1日(土)から使用でき
る認定証は、次の方法で受け取
ることができます。

〈国保に加入している人〉

認定証が交付されている人は、
窓口で更新の手続きが必要です。
申請場所／保険年金課、各支所

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者

対象	所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満の国民健康保険の人 ※国民健康保険税を完納していること。	住民税課税世帯	限度額適用認定証
	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
●70歳以上75歳未満の国民健康保険の人 ●75歳以上の後期高齢者医療制度の人 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された後期高齢者医療制度の人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上 申請不要 ※被保険者証を提示することで限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満 限度額適用認定証
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満 限度額適用認定証
	一般	課税所得 145万円未満 申請不要 ※被保険者証を提示することで限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

持ち物／身分証明書、印鑑

※同一世帯ではない人が申請する場合は、委任状も必要です。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

認定証が交付されている人で、
8月1日以降も対象になる人は、
被保険者証と一緒に新しい認定
証が届くので申請は不要です。

申し込み・問い合わせ先

●国保について

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

●後期高齢者医療制度について

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5882